

障がい者手帳のしおり

- 障がいのある方のために -



平成21年度版（H21年7月一部改定）

《 八戸市 障がい福祉課 》

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）は、精神疾患を有する者のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者に対し、社会復帰を支援することを目的に作られたものです。

手帳を持つことで、一定の精神障害の状態にあることを証明する手段となり各種のサービスを受けることができます。ただし、等級により利用できる内容が異なる場合があります。

手帳に記載される障害等級は、精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判定され、重度のものから1級、2級、3級となります。有効期間は2年間です。

★手帳の交付申請に必要なものは

* 申請書（障がい福祉課にあります）

* 印鑑

* 添付書類（下記の(1)～(3)のいずれか）

(1)医師の手帳用診断書

（精神保健指定医、精神障害の診断又は治療に従事する医師の診断書）

（精神障害に係る初診日から六ヶ月を経過した日以後における診断書）

(2)障害年金証書（精神障害の事由）の写し、年金払込通知書、同意書

(3)特別障害給付金受給資格者証の写し、振込通知書、同意書

* 写真（縦4 cm×横3 cm）（脱帽して上半身を1年以内に撮影したもの）

1 . 手帳に関する手続き

(1) 更新申請

この手帳は、有効期限があります。更新を希望するかたは、2年ごとに障害の状態を再認定し、更新手続きをする必要があります。

今回、あなたの手帳は、平成 年 月 日 が有効期限です。

更新申請は、有効期限の3ヵ月前から行うことができます。

更新申請に必要なもの

- ・「医師の手帳用診断書」または「障害年金証書若しくは特別障害給付金受給資格者証及び振込通知書(年金照会同意書も必要)」・手帳・印鑑・申請書
写真1枚(縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を1年以内に撮影したもの)

(2) 障害等級変更の申請

有効期限の終了前であっても、精神障害の状態が変化して、等級が変わるものと思われる場合は(障害年金の等級が変わった場合を含む)申請ができます。

申請に必要なものは、更新申請と同じです。

(3) 住所、氏名の変更

住所や氏名が変わったときは、届出が必要です。市外へ住所が移った場合は、新しい住所地の市町村へ届出てください。(県外へ転出した場合は、手帳交付申請手続きとなりますが、診断書や年金証書等の添付は不要です。)

手続きには、手帳と印鑑を持参してください。

(4) 手帳の再交付

手帳が万一紛失したり、破損したときは、再交付の申請をしてください。

手続きには、印鑑と写真1枚を持参してください。

(5) 手帳の返還

手帳の交付を受けたかたが、死亡したとき、障害等級に該当する精神障害がなくなったとき、手帳を所持する意思がなくなったときは、速やかに返還の手続きをしてください。

手続きには、手帳と届出人の印鑑を持参してください。

(6) その他

この手帳は、他人に譲ったり、貸したりすることはできません。

[窓口：障がい福祉課・南郷区市民生活課]

2 . 手帳に基づく福祉サ - ビス等

(1) 重度心身障害者医療費の助成

手帳1級のかた(1級の認定日から)で、手帳交付日が65歳未満の方が対象となります。医療費助成の対象は、精神科および一般診療科等の通院や入院、薬局で調剤を受けた場合の一部負担金(医療保険一部負担金)を助成しています。

ただし、本人または配偶者、扶養義務者に一定限度以上の所得がある場合には、支給が制限されます。また、課税世帯状況により支給内容が異なります。

・市県民税非課税世帯者：医療費全額支給(自己負担なし)

・市県民税課税世帯者：医療費の一割負担分を控除した額支給

(一ヶ月の自己負担上限額:外来のみ12,000円,入院含む44,400円)

手続きには、手帳・健康保険証・預金通帳・印鑑を持参してください。

手帳の有効期限は2年です。手帳の期限がきれると重度心身障害者医療費の対象外となりますので、更新の手続きは忘れずに行ってください。

[窓口：障がい福祉課・南郷区市民生活課]

(2) 精神通院医療(障害者自立支援法・自立支援医療費支給制度)

精神通院医療は、精神疾患のため継続して通院医療が必要な方が対象で、この申請には医師の診断書が必要です。通院先の医療機関にご相談ください。

精神科の通院医療費が原則として1割の自己負担額になるというものですが、保険証世帯の所得水準及び疾病・病状に応じて月額負担額に上限が設定されています。有効期限は1年間です。また、医療機関病院・薬局の利用についても事前に申請し、認定を受けることが必要となります。(県が指定した指定自立支援医療機関(薬局を含む)での医療が対象となります)

申請には、申請書・医師の診断書・健康保険証(生活保護の受給者は不要)・同意書または課税証明書(所得・収入が確認できる書類)・印鑑が必要です。

申請後、決定されると、受給者証が保健所から通院先の医療機関に送付されて、本人が受け取ることとなります。更新の手続きは、有効期間の終了する3カ月前からできます。

[窓口：障がい福祉課・南郷区市民生活課・各医療機関窓口]

(3) 後期高齢者医療制度の医療

満65歳以上の方で、精神障害者手帳の1級・2級に認定を受けた方は、後期高齢者医療制度により医療が受けられます。担当窓口で申請手続きをします。

[窓口：国保年金課①・南郷区市民生活課]

(4) 税制上の優遇措置

手帳により、税金の優遇措置（控除・減免・非課税）を受けることができます。手帳の障害等級や税金の種類によって手続きや内容が異なりますので、手帳の有効期限に注意し、各窓口まで、お問い合わせください。

① 所得税・相続税の障害者控除の適用について

特別障害者控除 手帳 1 級を所持している方、その扶養者が対象。

障害者控除 手帳 2 級・3 級のいずれかを所持している方、その扶養者が対象。

詳しいことについては税務署へお問い合わせ下さい。

[窓口・手続き：八戸税務署 ☎ 4 3 - 0 1 4 1]

② 住民税（市・県民税）の障害者控除の適用について

特別障害者控除 手帳 1 級を所持している方、その扶養者が対象。

障害者控除 手帳 2 級・3 級のいずれかを所持している方、その扶養者が対象。

詳しいことについては住民税課へお問い合わせ下さい。

[窓口・手続き：八戸市住民税課・南郷区市民生活課]

③ 相続税の障害者控除

相続により財産を取得した相続人が障害者手帳を所持している場合に適用。

④ 贈与税の非課税

手帳 1 級を所持している方で一定の要件を満たす場合に適用。

詳しいことについては税務署へお問い合わせ下さい。

⑤ 預貯金利子所得の非課税（マル優）

手帳を所持している方などが対象。

詳しいことは、銀行などの金融機関・ゆうちょ銀行にお問い合わせください。

⑥ 自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免について

ア．減免対象障害者：手帳 1 級を所持し、かつ自立支援医療費（精神通院医療）を受けている方。（1 級のかたが入院している場合は対象外）

イ．減免対象となる自動車：減免対象の障害者またはその方と生計を一緒にする方が取得し、または所有する自動車を専ら障害者の通院や通学等のために、障害者と生計を一にするかたが運転するもの。

ウ．手続き方法：三八地域県民局地域健康福祉部・保健総室（八戸保健所）で「生計同一証明書」（障害者と生計を一にしていることを証明するもの）を発行してもらい申請する。手続きの前に、住民票謄本、手帳、印鑑、運転免許証、車検証（自動車取得税のときは不要）を持参すること。

自動車税・自動車取得税の窓口は、八戸県税事務所（合同庁舎内）。

軽自動車税の窓口は、八戸市収納課・南郷区市民生活課。

(5) バス特別乗車証の交付 (ほほえみ共通バス券)

市では、手帳の交付を受けているかたに、バス特別乗車証を交付しています。
市営バスと南部バス (八戸市内のみ) がご利用いただけます。

ただし、年間利用料があります。 申請には手帳と印鑑が必要です。

[窓口 : 障がい福祉課・南郷区市民生活課]

(6) 県内民間バスの運賃の割引制度

手帳の交付を受けているかたが、県内の民間バス (南部バス・十和田観光バス・弘南バス・下北バス・JRバス) に乗車した場合、手帳を提示すると、バスの運賃が 5 割引 になります。 (定期乗車券は 3 割引になります。)

(7) 県内民間鉄道の運賃の割引制度

手帳の交付を受けているかたおよびその介護人が介護のため乗車する時、乗車券を購入する時に手帳を提示すると、県内民間鉄道会社 (津軽鉄道・弘南鉄道・十和田観光電鉄・青函トンネル記念館の全路線) の鉄道運賃が 5 割引 になります。

(JR は除く)

(8) 生活保護法の障害者加算の認定

手帳 1 級・2 級で生活保護を受給している方は、障害者加算の対象となります。

[窓口 : 生活福祉課]

(9) N T T 無料番号案内 (ふれあい案内 : 0120-10-4174)

手帳の交付を受けている方が、あらかじめ申請することにより、電話案内サービス (1 0 4) が無料で利用することができます。

[窓口 : N T T 東日本八戸支店]

(10) 携帯電話料金の割引

手帳の交付を受けている方に、携帯電話の基本使用料 5 割引などの割引サービスをしております。 各携帯電話会社でサービス内容が異なる場合がありますので、お問い合わせください。 [窓口 : 各携帯電話会社]

(11) 公営住宅の優先入居

手帳の交付を受けている世帯の方に県営住宅の入居について一般の方より優遇抽選により入居できる場合もあります。

(12) 公共施設の利用(入場)料の割引

手帳の交付を受けているかたが、下記の施設を利用(入場)される場合、手帳の提示により割引が受けられます。

対象施設

《市営施設》 児童科学館、博物館、縄文科学館、根城本丸、水産科学館、
体育施設(体育館、陸上競技場、武道館、スケートリンク、
屋内トレーニング室、テニスコート、トレーニング室、水泳
プール、健康運動センター)、公会堂(市が主催する事業)、
美術館(市が主催する事業)、こどもの国(遊具使用料)
《県営施設》 県立浅虫水族館、県立郷土館、県立武道館、県営スケート場
県立三沢航空科学館、県立総合運動公園

(13) 駐車禁止除外指定車標章制度

手帳1級のかたで、用務先の直近に駐車しなければ徒歩での異動が困難と認められるかたが、標章交付を受けられます。

[窓口：最寄りの警察署]

(14) NHK放送受信料の減免

減免申請の窓口はNHKになりますが、下記に該当する場合は、あらかじめ窓口での手続きが必要となります。

精神障害者保健福祉手帳を所持している方のいる市民税非課税世帯：全額免除
精神障害者保健福祉手帳1級の所持者が世帯主かつ契約者である：半額免除

[窓口：障がい福祉課・南郷区市民生活課]

3 . 年金と手当て

年金と手当てについては、手帳を所持していても、各窓口であらためて申請が必要ですので、ご注意ください。

また、年金の等級については、手帳の等級とは必ずしも一致しません。

(1) 国民年金 (障害基礎年金)

障害基礎年金は、国民年金に加入していたときの病気やけがで、国民年金法による1級および2級の障害に該当する障害者になり、加入期間の3分の2以上の保険料納付済期間（免除期間を含む）のあるかたに支給されます。

1級 …… 日常生活のほとんどに他人の介助を受けなければならない。

2級 …… 必ずしも他人の介助を必要としないが、日常生活が困難である。

年 金 額 1 級 年 額 9 9 0 , 1 0 0 円

 2 級 年 額 7 9 2 , 1 0 0 円

子供の加算額 1 8 歳未満 (障害者は 2 0 歳)

 1 人につき 年 額 2 2 7 , 9 0 0 円

 3 人目から 年 額 7 5 , 9 0 0 円

〔 窓口 : 国保年金課⑦・南郷区市民生活課 〕

(2) 障害厚生年金

障害厚生年金は、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日がある傷病で、障害基礎年金に該当する障害（1級および2級）が生じたときに、障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。

障害基礎年金に該当しない程度の障害でも、厚生年金保険の障害等級表に該当するときは、独自の障害厚生年金（3級）または、障害手当金（一時金）が支給されます。

なお、勤務先によっては共済制度等各種の障害年金の支給があります。

〔 窓口 : 八戸社会保険事務所 ☎ 4 3 - 7 3 6 6 〕

(3) 特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当

* 特別障害者手当は、より重度の障害があるため日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上のかたに支給されます。

* 障害児福祉手当は、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満のかたに支給されます。

* 特別児童扶養手当は、20歳未満の障害児を養育している保護者に支給されます。具体的な対象者、支給制限、手当の金額など詳しくは、各窓口までお問い合わせ下さい。

[窓口：特別障害者手当と障害児福祉手当は、障害福祉課・南郷区市民生活課]

[窓口：特別児童扶養手当は、こども家庭課・南郷区市民生活課]

(4) 心身障害者扶養共済制度

心身障害者（児）の保護者の相互扶助の精神に基づいた、任意加入制による共済制度です。保護者が加入者になり、毎月掛金をかけ、保護者に万一のことがあったときに、残された心身障害者（児）に対して毎月年金を支給することで、心身障害者（児）の将来に対して保護者が抱く不安の軽減を図ります。

加入要件

加入時に県内に住所があること

65歳未満であること

生命保険契約の被保険者になれない特別の病気や障害がないこと

心身障害者（児）を扶養している保護者（配偶者、父母、兄弟、姉妹、その他の親族等）であること

[窓口：障害福祉課・南郷区市民生活課]

(5) 生活福祉資金の貸付

障害者が生業を営むためや社会参加の促進を図るために必要な資金を貸し付けます。貸付けの対象は自立更生の一助として援助が必要な障害者世帯です。

ただし、所得制限があります。詳しくは、社会福祉協議会にお問い合わせください

[窓口：八戸市社会福祉協議会 ☎ 4 7 - 2 9 4 0]

(6) 地域福祉権利擁護事業

障害者が地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、それに伴う日常的な金銭管理を行います。

[窓口：あっぷるハート八戸・相談専用 ☎ 4 4 - 1 1 2 1]

4 . 障害福祉サービス

平成18年10月より障害者自立支援法が全面施行され、障害者に対する福祉サービスが新たな仕組みに変わりました。

障害者が自らサービス内容や事業者を選択し、契約によりサービスを利用する制度です。（介護保険の認定を受けている方は、介護保険サービスが優先します。）

利用に際し、事前に利用者の心身の状況を確認する「障害程度区分認定調査」を受ける必要があります。（障がい福祉課までご相談ください）

申請には、手帳、世帯状況・収入の確認書類、印鑑等が必要となります。

サービスの利用に対する費用負担は原則1割となります。ただし、支払いの上限額や市民税が非課税の世帯については、更に上限額を減額する減免の制度があります。

①訪問によるサービス

<精神障害者に関わりの多いサービスを紹介>

居宅介護（ホームヘルプ）：家事援助（調理・掃除・洗濯・買い物など）や身体介護（入浴・排泄等の介護）、通院の介護を行います。

短期入所：介護者の急病などにより、自宅での介護ができない場合に短期間、施設内で生活上の介護を行います。

行動援護：知的障害や精神障害により、行動が困難で常に介護を要する状況の人の外出及び外出時前後の支援を行います。

②日中活動のサービス

自立訓練（生活訓練）：知的障害・精神障害者で日常生活能力を向上するための支援を提供します。

生活介護：常に介護を必要とされる人に日中において、施設での食事、入浴等の介護を行うとともに創作的、生産的活動の機会を提供します。

児童デイサービス：障害児に対して施設に通っての日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

③就労支援サービス

就労移行支援：就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習を一定期間の支援計画に基づき提供します。

就労継続支援（雇用型A型・非雇用型B型）：一般企業で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を提供します。

④ 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）：共同生活を営む知的障害者、精神障害者の人で、主に夜間や休日に相談等の日常生活上の援助を行います。

共同生活介護（ケアホーム）：共同生活を営む知的障害者、精神障害者の人で主に夜間や休日に食事や入浴等の日常生活上の介護を行います。

宿泊型自立訓練：夜間の居住の提供し、日常生活能力の向上されるための支援を行います。

施設入所支援：施設入所者に対し夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護を行います。

【福祉サービスを利用するまでの流れ】

サービスの
相談・申請

認定調査

審査会

支給決定通知
受給者証送付

事業者と
契約・利用

申請には、手帳、世帯状況・収入の確認書類、印鑑等が必要となります。

* 申請から利用決定まで、通常1～2ヶ月位かかります。

（ただし、急を要する場合は、障がい福祉課に相談してください。）

障害福祉サービス事業者は、別紙の一覧の指定事業者を利用します。

⑤ 地域生活支援事業

* 市が障害福祉計画に基づいて実施している事業です。市が指定している事業者を利用することになります。相談支援事業は随時利用することができますが、その事業は事前に申請が必要で、そのサービスの利用に対する費用について原則一割自己負担がありますので、障害福祉課にお問い合わせください。

申請には、手帳、印鑑および世帯状況・収入の確認書類等が必要です。

相談支援事業：障害者の相談に応じ、福祉サービスの相談や必要な情報の提供、助言を供与するとともに権利擁護のための援助をします。

地域活動支援センター事業：創作的活動または生産活動の機会の提供、社会と交流等を行う施設です。

移動支援事業：一人で外出するのが困難な者への支援を行います。

日中一時支援事業：家族の就労及び日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。

5・就労のための支援等

社会参加や就労を考える時、主治医の意見を聞いた上で 家族や医療機関・施設の相談員など関係者に相談しながら、各支援先について相談してください。

(1) 社会適応訓練事業（職親制度）

就労が困難な方を、一定期間協力事業所に委託して、社会生活や就労に適応するための社会適応訓練を行う制度です。（就労ではないので、賃金は出ません）

〔窓口：三八地域県民局・保健総室（八戸保健所） ☎27-5111(内線285)〕

(2) 八戸公共職業安定所（ハローワーク）

障害者の職業相談や職業紹介を行う専門窓口があります。利用の仕方や窓口での登録など手続きがあります。詳しい事は公共職業安定所にお問い合わせください。

職場適応訓練制度

知事が事業主に委託し、障害者の能力に適した作業について6ヶ月（～1年）以内の実地訓練を行い、職場の環境に適応することを容易にし、訓練終了後は事業所に引き続き雇用してもらおうという制度です。

〔窓口：八戸公共職業安定所 〒031-0071 沼館4-7-120 ☎22-8609 FAX43-5887〕

(3) 青森障害者職業センター

都道府県ごとに1か所設置され、就職を希望する障害者のある方や障害のある方を雇用している事業主に対して、公共職業安定所との緊密な連携のもとに、就職のための相談から職業生活全般にわたる助言および支援を行っています。

〔窓口：青森障害者職業センター 〒030-0845 青森市緑2-17-2 ☎017-774-7123〕

(4) 障害者就労・生活支援センター みなと

障害者の就労支援や相談機能と、障害者同士や障害者と健常者が交流する機能を併せ持つセンター。就労支援、就労に至る前の生活習慣の確立や住宅の確保など個々に応じた幅広い悩み事にも対応しています。

〔窓口：みなと 〒031-0041 八戸市廿三日町18 ☎44-0201〕

(5) チャレンジド就業サポートセンター 青明舎

就職を希望する障害者等に対し、相談・指導・助言を行うほか、就業のための訓練、職場実習などを行い、就職後の継続雇用のための支援などを行っています。

〔窓口：青明舎 〒039-1104 田面木字赤坂35-35 ☎70-2088〕

6 . 相 談 窓 口

(1) 八 戸 市 障 が い 福 祉 課 ・ 南 郷 区 市 民 生 活 課

精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）支給制度の申請等の手続きの窓口です。また、障害福祉サービスの利用申請や、社会復帰施設、社会適応訓練事業の利用に関する相談や、必要に応じサービスの相談、調整を行います。

〔〒031-8686 内丸1-1-1 八戸市障がい福祉課 ☎43-2111 内線576・FAX22-4810〕

〔〒031-0202 南郷区島守梨ノ久保25-3 南郷区役所 市民生活課 ☎82-2112〕

(2) 三 八 地 域 県 民 局 ・ 保 健 総 室 (八 戸 保 健 所)

保健所では、主に医療に関する相談を受けています。精神科医による相談や、精神保健福祉相談員等により、精神保健福祉に関する専門的な相談を行います。（精神科医による定期相談は、予約が必要です。）

〔所在地：〒039-1101 尻内町鴨田7 電話☎27-5111 内線285〕

(3) 青 森 県 立 精 神 保 健 福 祉 セ ン タ -

精神保健福祉に関する総合的技術センターです。電話相談（こころの電話）や来所相談、精神科クリニック、精神科デイケアを行っています。

〔所在地：〒038-0031青森市三内字沢部352-92 電話 017-787-3951(代)〕

〔こころの電話相談： 017-787-3957～3958〕

(4) 相 談 支 援 事 業

地域で生活している精神障害者およびその家族、関係者の相談に応じ、精神障害者の日常生活の支援や福祉サービス利用の相談などを行います。相談は無料です。

〔▷各相談支援事業者については別紙参照〕

(5) 家 族 会 ・ 当 事 者 の 会

家族会は、精神障害者の家族が集まって運営しています。各家族会は、定期的に会合を開き、精神障害者の家族どうしが悩みを話し合っ、お互いに支え合う場となっています。また、当事者の集まりの場もあります。

各地域家族会の事務局と連絡先

* ひまわりの会：(安達会長宅)☎31-5437

* コスモス園友愛の会：(NPO法人コスモス園友愛の会)☎27-7148

* うみねこの会：(共同作業所うみねこ幸房)☎27-7093

回復者クラブ<精神障害者当事者の自助グループ>（八戸保健所）☎27-5111(内285)

＜ 八戸市内の主な精神科・神経科医療機関 ＞

H21 . 7月現在

医 療 機 関	所 在 地	電 話	入 院	デイケア	ナイトケア
八戸市立市民病院 (精神神経科)	田向字毘沙門平1	72-5111	有	有	無
八戸赤十字病院 (精神科)	田面木字中明戸2	27-3111	有	有	無
さくら病院	八幡字上樋田8-1	70-2011	有	有	無
青南病院	田面木字赤坂16-3	27-2016	有	有	有
松平病院	新井田字出口平17	25-3217	有	有	有
みちのく記念病院	小中野1丁目4-22	24-1000	有	有	有
湊病院	新井田字松山下野場7-15	25-0011	有	有	有
東八戸病院	大久保字西ノ平25-440	32-1551	有	無	無
みかわ神経科内科	沼館1丁目6-8	44-6780	無	無	無
かのはらクリニック	柏崎2丁目2-14	22-4624	無	無	無
八戸マナクリニック	番町9-5協栄八戸番町ビル2階	20-7565	無	無	無
すなおクリニック	鮫町遥望石20-4	39-3081	無	無	無
ささクリニック	田向字間ノ田64-1	73-5541	無	有	無

-- 精神科デイケア・ナイトケアとは？ -----

精神科の通院医療のひとつの形です。規則的な生活リズムを作り、自立に向けて改善したり、病気の再発を予防したりすることを目的とします。

夕方から夜にかけて生活をサポートするナイトケアや、デイケアとナイトケアの機能を合わせて長時間サポートするデイ・ナイトケアを実施している医療機関もあります。

(自立支援医療 (精神通院) の利用が可能です。)